

柏市アフタースクール事業運営業務委託に関する プロポーザル方式募集要領

1 趣旨

本業務委託は、柏市立小学校に在籍又は本市に住所を有するすべての児童を対象に、安全で安心して自分らしく放課後活動ができる居場所を作り、その健全な育成を図ることを目的として、「こどもルーム（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」の一体的な運営を委託するものです。

民間事業者の持つ豊富な知識やノウハウ・経験等を生かした運営により、児童の主体性や自己肯定感の向上が図られることを期待します。

2 業務の概要

業務の概要及び業務の範囲・内容の詳細については、「柏市アフタースクール事業運営業務委託仕様書」を参照してください。

(1) 業務の概要

柏市アフタースクール事業運営業務について、「こどもルーム（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」を一体的に運営し、希望するすべての児童に「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供するもの。

(2) 業務の範囲・内容

- ア 安全・安心な居場所づくりと見守りに関する業務
- イ 学習・体験プログラムの企画・提案及び実施に関する業務
- ウ 保護者や学校との連絡・情報共有
- エ おやつ等の提供
- オ その他市長が定める業務

(3) 実施場所

本委託業務において、受託事業者が受託できるブロック数は、原則として1者につき1ブロックとします。

ただし、応募者数が3者未満であった場合、またはプロポーザル審査の結果におけるブロック選択において、受託候補者が履行体制等を理由として、当該ブロックを選択しない場合若しくは基準点に満たない提案があった場合には、例外として同一事業者による複数ブロックの受託を認めることがあります。

① Cブロック：7校

- ア 柏第二小学校 (柏市豊四季 310 番地)
- イ 富勢西小学校 (柏市布施 84 番地の 2)
- ウ 富勢東小学校 (柏市布施 2176 番地の 2)
- エ 花野井小学校 (柏市花野井 1652 番地の 34)

- オ 西原小学校 (柏市西原 4 丁目 17 番 1 号)
- カ 十余二小学校 (柏市柏の葉 4 丁目 4 番地の 1)
- キ 柏の葉小学校 (柏市十余二 348 番地 51 中央 404 街区 1)
- ②Dブロック：5校
- ク 柏第一小学校 (柏市あけぼの 1 丁目 7 番 6 号)
- ケ 柏第六小学校 (柏市豊四季台 4 丁目 2 番 1 号)
- コ 柏第七小学校 (柏市篠籠田 723 番地の 1)
- サ 旭東小学校 (柏市旭町 5 丁目 3 番 9 号)
- シ 高田小学校 (柏市高田 376 番地の 3)
- ③Eブロック：10校
- ス 酒井根西小学校 (柏市酒井根 662 番地の 1)
- セ 中原小学校 (柏市中原 1821 番地の 1)
- ソ 増尾西小学校 (柏市増尾台 3 丁目 5 番 9 号)
- タ 逆井小学校 (柏市逆井 452 番地の 2)
- チ 藤心小学校 (柏市藤心 880 番地の 1)
- ツ 風早北部小学校 (柏市大井 1854 番地 1)
- テ 風早南部小学校 (柏市藤ヶ谷新田 111 番地 2)
- ト 手賀西小学校 (柏市泉 541 番地)
- ナ 手賀東小学校 (柏市手賀 479 番地 7)
- ニ 大津ヶ丘第二小学校 (柏市大津ヶ丘 4 丁目 8 番地)

3 委託期間

委託期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）とします。

4 予定金額（上限金額）

(1) 委託料の予定金額（上限金額）※3 年間

ブロック名	委託料の予定金額（上限金額）※3 年間
Cブロック	1, 437, 000, 000 円
Dブロック	1, 088, 000, 000 円
Eブロック	1, 545, 000, 000 円
計	4, 070, 000, 000 円

※上記の金額は消費税及び地方消費税を含みます。

※仕様書記載事項のほか、提案書記載事項の履行も含めた上限金額となります。

予定契約期間内の各年度における予算は、債務負担行為を設定しています。

(2) 委託料の年額及び月額

各年度における金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）及び各年度における各月の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、契約締結時に協議の上定めるものとし、端数は調整します。委託料は、四半期ごととし、月次事業報告書の提出及び業務の履行を確認した後に支払うものとします。

5 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (5) 雇用する労働者に対して、社会保険及び労働保険に加入していること及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (6) 放課後児童健全育成事業又は放課後子ども教室推進事業において、過去10年間に地方公共団体から運營業務を委託され、当該業務を履行した実績を有すること（履行中の実績を含む）。

6 スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年6月1日
参加意思表明書受付締切	令和8年6月9日
参加資格要件確認結果通知	令和8年6月15日
（質疑書の受付開始）	令和8年6月16日
質疑書の締切	令和8年6月22日
質疑書に対する回答	令和8年6月30日
提案書等の提出締切	令和8年7月14日
一次審査（書面審査）※	令和8年7月15日
一次審査結果通知	令和8年7月16日
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月21日
二次審査結果通知	令和8年7月下旬
契約日（予定）	令和8年8月下旬

※応募スケジュールは、特段の事情が生じた場合は変更することがあります。

※応募者数が6者以上の場合は、必要に応じて一次審査を実施する場合があります。

7 募集要領の配布

- (1) 配布期間
令和8年6月1日（月）から令和8年6月9日（火）まで
- (2) 配布場所
本市のホームページ
URL https://www.city.kashiwa.lg.jp/jigyosha/tender_contract/proposal/boshuchu/index.html

8 参加意思表示

- (1) 提出期間
公募日から令和8年6月9日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
ア 参加意思表示書（様式第1号）
イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
ウ 会社概要がわかる書類（様式第6号）
エ 社会保険及び労働保険並びに最低賃金法適用報告書（様式第10号）
オ 本要領5(6)の実績を有することがわかる事業実績（様式第7号）及び書面の写し（契約書等）
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出先及び提出方法
本要領18に記載の提出先に持参または郵送（必着）
なお、郵送での提出の際は事務局に電話で連絡してください。
- (5) 参加の可否
参加資格の確認を行い、令和8年6月15日（月）までに参加の意思表示をした全ての者に対して参加資格要件確認結果を電子メールにて通知します。
- (6) 参加意思表示書等の無効
提出のあった参加意思表示書等が次に該当するときは、参加資格の有無に関わらず参加の対象外とします。
ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
イ 提出すべき書類が不足している場合
ウ 記載すべき事項の全てが記載されていない場合
エ 虚偽の内容が記載されている場合

9 質問事項の取扱い

- (1) 受付期間
令和8年6月16日（火）午前9時から令和8年6月22日（月）午後5時まで
（時間厳守・必着）
なお、次に該当する質問は一切受け付けません。
ア 受付期間外に到達した質問

- イ 評価等影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等に関するもの）
- (2) 質問できる者
参加資格要件確認結果通知において、参加を可とされた事業者に限ります。
- (3) 質問方法
- ア 質疑書（様式第3号）を作成の上、電子メールにて本要領18に記載のアドレスに送付してください。
- イ 電子メールの件名は「【柏市アフタースクール事業運営業務委託】プロポーザルに関する質疑について」としてください。
- ウ 送付後は、電話により必ずアフタースクール課（04-7192-8581）に連絡し、到着確認をしてください。
- (4) 回答
令和8年6月30日（火）午後5時までに、本市のホームページに掲載します。
URL https://www.city.kashiwa.lg.jp/jigyosha/tender_contract/proposal/boshuchu/index.html

10 辞退の方法

参加意思表示をした後に参加を辞退するときは、令和8年7月9日までに本要領18に記載の提出先に辞退届（様式第4号）を郵送又は持参により提出してください。この場合において、参加の辞退は、撤回することができません。

なお、辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはありません。

11 企画提案書等の作成及び提出

参加を可とされた事業者は、次のとおり企画提案書類一式を作成し、提出してください。

- (1) 提出期間
令和8年6月30日（火）から令和8年7月14日（火）まで
- (2) 提出書類
別表1「企画提案提出書類一覧」のとおり
- (3) 部数
紙媒体で9部（正本1部 副本8部）及び電子データを格納した電子媒体（CD-ROM等）を1部提出してください。ただし、押印が必要となるものについては、正本に原本を提出し、副本は写しで可とします。
- (4) 提出先及び提出方法
本要領18に記載の提出先の窓口へ直接持参
FAX、郵送、電子メールによる受付は行いません。
- (5) 提出に当たっての留意事項
- ア 提出時に書類確認等を行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせいただくとともに、当日は提出内容について応答できる方が提出してください。

イ 提出期間内に企画提案書等の提出がなかった場合は、参加を辞退したものとみなします。

(6) 提出書類作成等に当たっての留意事項

ア 提案は、3ブロック共通の内容とすること。

イ A4判で作成し、1部ずつファイルにとじること（ファイルの表紙及び背表紙に提出者名及び正本又は副本の別を記載すること。）。なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルにとじることができれば可とすること。

ウ 使用する文字の大きさは、10ポイント以上とすること。

エ 別冊資料の添付は、不可とすること。

オ カラー刷り、写真、絵、図及び表等の挿入は、可とすること。

カ ページ番号を付すこと。

キ 日本語により作成すること。

(7) 提出書類の再提出等

提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めません。ただし、市長等が必要と判断した場合はこの限りではありません。

(8) その他

市長等が必要と認める場合は追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合があります。

12 参考見積書

企画提案書等を提出する団体は、すべてのブロックについて、ブロックごとの参考見積書及び内訳書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 見積書（様式第8号）

イ 見積金額内訳書（様式第9号）

(2) 部数

紙媒体で9部（正本1部 副本8部）を提出してください。

(3) 提出方法

前項における企画提案書類と併せて期限までに提出してください。

(4) その他

- ・本要領4(1)に記載の予定金額（上限金額）を超えないようにしてください。
- ・税込み金額で記載してください。また、税込み金額の積算根拠については以下のとおりです。

※税込み金額の積算根拠

放課後児童健全育成事業に該当しない児童を2割と想定し、以下の算出方法で積算すること。

（居場所の提供に係る経費×20%＋プログラムの提供に係る経費）×消費税10%

13 審査基準

審査基準は、別表2「柏市アフタースクール事業運営業務委託審査基準」のとおりです。

14 選定方法等

上述の審査基準に基づき、柏市プロポーザル方式選定委員会において、以下の二段階方式による審査を行い、受託候補者を選定します。

なお、一次審査は応募者が6者以上となった場合を目安に実施するものとし、上位5者程度を一次審査通過者（二次審査対象者）として選定します。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査基準は、別表2「柏市アフタースクール事業運営業務委託審査基準」のとおりとします。

イ 応募者が5者以下の場合は一次審査を行わず、応募者全員を二次審査対象者とします。

ウ 一次審査結果（または一次審査を実施しない旨）については、応募者全員に対し、二次審査の実施案内と併せて電子メールにより通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

① 選定方法

ア 別表2「柏市アフタースクール事業運営業務委託審査基準」に基づき、総得点が最も高い提案者を最優秀提案者とします。

イ 総得点が最も高い提案者が複数あるときは、当該提案者の中から、各委員の協議によって最優秀提案者を選定します。

ウ 二次審査対象者が1団体であった場合においても、当該審査を実施します。

エ 審査の結果、提案内容が選定する基準に満たないと判断したときは、最優秀提案者を選定しないことがあります。

② 実施方法

ア 日程

令和8年7月21日（火）

開始時間及び会場等の詳細については、上記(1)ウの通知にて連絡します。

イ 審査内容

提出書類に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング内容を審査します。

なお、本審査における追加資料の配付は認めません。

ウ プレゼンテーションの出席者

応募団体は、3名まで（受託したときの責任者を含めること）が出席できません。事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑に対する回答などをお願いします。

※「受託したときの責任者」とは、本市における担当予定の本部職員を指すものとする。

エ プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーションに25分、質疑応答に35分程度（機材等の準備及び撤去の時間を含む。）

オ 機材等

プロジェクター等を使用する場合は事前に御連絡ください（机・椅子・電源・プロジェクター（HDMI ケーブルを含む）及びスクリーンについては本市で用意いたします。その他必要な機材は参加事業者において御用意ください）。

カ 欠席の取扱い

企画提案書等を提出した者がプレゼンテーション審査に出席しなかった場合は、参加を辞退したものとみなします。

(3) 失格事項

応募団体が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、失格とします。

最優秀提案者が選定されていた場合においては、選定を取り消すことがあります。この場合、選定を取り消すことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

ア 異なる提案を複数提出した場合

イ 提出書類の提出方法、提出先または提出期限が守られなかった場合

ウ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載がなかった場合

エ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 提出書類に虚偽または不正な内容が記載されている場合

カ 予定金額の上限を超える場合

キ 参加資格の要件を満たさないことが判明した場合

ク 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

ケ 参加事業者及びその関係者が選定における公正な手続きを妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不当の利益を得ようとした場合

コ その他、市長等が選定を行うに当たって不相当と認めた場合

15 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

令和8年7月下旬（予定）までに、プレゼンテーション審査を受けたすべての団体に電子メール及び書面にて通知します。

なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページ等で公表します。

16 契約手続

(1) 契約の締結

交渉権を得た提案者は受託を希望するブロックにて業務を実施するうえで必要となる詳細事項について、本市と協議を行い、提案内容を踏まえた仕様書を作成し、見積り合わせを実施の上、契約を締結するものとします。

(2) 交渉権の順位とブロックの選定

最優秀提案者が希望しなかったブロックについては、次順位の提案者（第2優先交渉権者）、さらにその次順位の提案者（第3優先交渉権者）の順に、交渉を行います。

(3) 未充足ブロックが生じた場合の対応

本委託業務において、受託事業者が受託できるブロック数は、原則として1者につき1ブロックとしますが、以下のいずれかに該当し、受託候補者が決定しないブロックが生じた場合は、本市の判断により、最優秀提案者から順に当該ブロックの受託について追加の交渉を行うことがあります。

ア 応募者数が3者未満であった場合

イ 受託候補者が履行体制等を理由に、ブロックを選択しなかった場合

ウ 審査の結果、基準点に満たない提案があった場合

(4) 契約を締結しない場合

本プロポーザルにおいて提案者が提案した業務体制を満たす見込みがないと本市が判断したときや契約合意に達しないときは、契約を締結しないことがあります。

この場合、その提案者のさらに次順位の提案者と順次交渉を行うことができるものとします。

17 その他

(1) 情報公開

応募団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属しますが、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求や市議会への提供等、市長等が必要と認める場合は公開することがあります。

また、応募団体の名称や所在地、選定時における得点等についても公開する場合があります。

(2) 提出書類及び電子データの取扱い

ア 理由のいかんを問わず返却は行いません。

イ 選定作業等に必要な場合には、複製を作成することがあります。

(3) 提出に要する費用

ア 本プロポーザルの参加に際し生じる一切の経費は、すべて参加事業者の負担とします。

イ 業務委託期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用はすべて応募団体の負担とします。

ウ 提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、参加事業者以外の知的所有権等の権利に係る文章、写真、絵、図、表、映像及び音楽等が含まれるときは、参加事業者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとします。

(4) 本市が提供する資料の取り扱い

この募集に当たって本市が参加事業者に提供する資料は、業務委託にかかる検討以外の目的で利用することを禁じます。

また、目的が申請にかかる検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(5) 再委託等の禁止

本業務の全部又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。主たる部分のほかに、仕様書等において指定した部分がある場合においても同様です。

(6) その他

交通渋滞、通行止め等の道路事情、公共交通機関の遅延、運休等、郵便事故、電子メールの通信事故等については、本市はいかなる責任も負いません。

18 書類の提出及び問い合わせ先

柏市教育委員会 生涯学習部 アフタースクール課 事業推進第二係

(柏市役所 沼南庁舎 3階)

〒277-8503

千葉県柏市大島田48番地1

電話 04-7192-8581 (直通)

FAX 04-7192-8710

電子メール info-aft@city.kashiwa.chiba.jp

窓口における書類の提出の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとします。